

テンサイシストセンチュウの緊急防除の実施について（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 消安第 6597 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別記様式第 7 号 1 ～ 4 （略） （注） 1 （略） 2 この命令に違反した場合は、3 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100 万円以下の罰金に処せられます。	別記様式第 7 号 1 ～ 4 （略） （注） 1 （略） 2 この命令に違反した場合は、3 年以下の <u>懲役</u> 又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

附 則

この通知は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。